みらいTO日本語学院　学則施行細則

第1条
学則第29条に基づき、この施行細則を定めるものとする。

（用語の定義）
第１条の２　本細則及び本学院の各規程における金銭用語の意味は、次のとおりとする。
1　学生納入金　学生が本学院に納入する金銭の総称をいう。具体的には、入学検定料、入学金、授業料、設備費、教材費、課外活動費、保険料、健康管理費その他本学院が別に定める費用を含む。
2　授業料　本学院が提供する教育役務（授業）の対価として徴収する金銭をいう。
3　その他費用　授業料以外の学校運営上必要な費用（設備費、教材費、課外活動費、保険料、健康管理費等）をいう。
4　学費　本細則において「学費」の語を用いるときは、特段の定めがない限り、授業料及びその他費用をいう（学生寮関係費は含まない）。
5　学生寮関係費　本学院が定める学生寮に関して徴収する寮費、水道光熱費、保証金その他これに付随する費用をいう。
6　学生納付金等　題名又は規程上の用語として「学生納付金等」を用いる場合は、学生納入金及び学生寮関係費の双方を含む包括的呼称とする。

（用語の適用関係）
第１条の３　前条各号の定義は、本学院の学則、学則施行細則及び関連規程（学生生活規程、学生寮規程、授業料等徴収規程、学生納付金等返納規程等）に共通して適用する。
2　他規程において個別に定義が置かれている場合で、当該定義が本細則の定義と異なるときは、当該規程における特別の定義が優先する。
3　文言上「学費」「納付金」「納付金等」等の表記が混在する場合は、文脈に照らし第１条の２の定義に読み替える。

（返還・徴収等の準拠）
第１条の４　学生納入金及び学生寮関係費の徴収方法・納入期限・遅延損害金その他の管理は、「授業料等徴収規程」の定めによる。
2　学生納入金及び学生寮関係費の返還の可否・範囲・手続は、「学生納付金等返納規程」の定めによる。
3　学生寮関係費の日割・月割等の算定、保証金の精算その他寮特有の事項は、「指定学生寮規程」の定めによる。

（運用上の指針）
第１条の５　返還の判断に当たっては、授業料は未履行部分（未開始学期分）を原則返還対象とし、その他費用は実費性に鑑み返還しないことを原則とする（各規程の定めによる）。学生寮関係費の返還は、寮規程及び返納規程の算定方法に従う。

2　本細則及び関連規程の解釈に疑義が生じた場合の最終判断は、学校運営会議の議を経て校長が行う。

（自己点検）
第2条　　学則第4条「自己点検」について別に定める。その内容は「自己点検の取り扱い」としてまとめ、これを基準とする。

（授業科目の評価および試験について）
第3条　　学則第10条の「試験」に関する事項については、次の通り別に定める。
2　各科目の成績は、定期試験、小テスト、自己評価・提出物をそれぞれ 100 点満点で評価し、その合計を評価項目数で除した平均値をもって総合得点とする。
総合得点に基づき、次の基準により A～E の 5 段階で評価する。
　　A:80～100 点
　　B:60～79 点
　　C:40～59 点
　　D:20～39 点
　　E:0～19 点
3　小テスト及び定期試験を公欠または許可欠席を除く欠席をした場合その評価は0点として扱われるものとする。但しやむを得ない事由で試験を受けられなかった学生は必要な書類（欠席事由を証明するもの）を添えて追試験を担任教員宛に申請することができる。正当な事由であると判断された場合追試験の機会が与えられる。但し追試験の機会は各一回限りとし、試験内容は教員の判断によって変更できるものとする。
4　定期試験は特別な指示がある場合を除き、教科書・辞書（電子辞書・携帯電話等含む）等の使用は不可とする。
5　不正行為をした学生はその評価を0点とし、別途懲戒を課す。不正行為には、前項2の違反、試験中の私語、他者の不正の幇助を含むほか、客観的資料に照らし合理的根拠に基づき担当教員が不正と認定した行為を含む。
6　採点結果に疑問点がある学生は速やかに担当教員に申し出ること。但し最終判断は教員側が判定するものとする。

（修了・卒業の認定）
第4条　　学則19条の修了・卒業の認定については、別に次に定める。
2　校長は、次の号の全て満たす者に修了を認定する。
（1）学則第5条に定めるいずれかの教育課程の修業期間を満了していること
（2）課程全体の出席率が85％以上であること。
（3）教育課程で定められた各授業科目について、学則第10条に定める学習評価を行い、全教育課程を通じて B 評価以上を受けた者。
（4）在籍期間中に出入国在留管理庁が指定する試験で A2 相当以上の成果を収めること。
3　校長は、本学院所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。但し、以下に該当する学生に対しては、卒業証書及び卒業証明書の発行を停止または一時留保することがある。

(1)正当な理由がなく、学期出席率が85％に満たない者
(2)正当な理由がなく、卒業月出席率が85％に満たない者
(3)学費・寮費・光熱費・弁償費用等の未払金が清算されていない者(清算が確認された時点で交付を行う)
(4)在学期間中の犯罪行為や重大な学則違反が判明した者
(5)卒業報告書未提出、又は記載(進路・転居先等)に不備がある者
(6)上記項目(5)の立証書類(入学許可証等)が未提出な者
(7)特別な事由により在学期間延長を許可された者
(8)在学期間が一年未満の者

4 在学期間6か月未満で学習を終了した者が希望する場合、学院は履修証明書を発行する。但し、前項2の(1)～(6)に該当しない者に限る。

5 未納がある場合の卒業証書・証明書の発行停止措置は、学則第 25 条に基づく除籍退学処分とは別個の措置であり、両者を同一の事由について重複して適用することはない。

(懲戒処分)

第5条　学則21条に述べる行為があった者に対しては、学校運営会議の議を経て懲戒を決定し、本人に校長が懲戒通知書をもって通知する。

2 懲戒処分を行うにあたっては、事前に当該学生に対し弁明の機会を与える。

3 懲戒処分に不服がある場合、学生は校長に対し書面により異議を申し立てることができる。

(帰国)

第6条　学則22条の帰国については、別に次の通り定める。

2 一時帰国を希望する学生は所定の用紙(一時帰国願)を提出し、学院の許可を得た上で、航空券などの購入手続きをおこない、往復の航空券を決定した上で一時帰国届を提出しなければならない。

3 本学院を退学、あるいは除籍退学処分に処された学生は、留学生としての在留資格を喪失するため、法令に基づき出入国在留管理庁への届出を行い、速やかに帰国手続をしなければならない。

4 本学院卒業後、進学・就職の見込みがなく、かつ在留資格を有しない者も、3 と同様とする。

5 第三国へ出国を希望する場合の手続きも本条の規定に順ずる。

(納入)

第7条　学則24条2項の授業料の減免に対する特例については、学校運営会議の議を経て校長が決定する。

(学生納入金の返還)

第8条　学則26条の学生納入金の返納については、「みらいTO日本語学院学生納付金等返納規程」としてまとめ、これを基準とする。

(学生寮・住居)

第9条　学則27条の学生寮については、別に次の通り定める。

2 本学院に入学を許可された学生は、原則として入寮するものとする。ただし、以下の場合及び特別の事情に

より校長が認めた場合はその限りではない。

（1）　二親等以内の親族が通学圏内（学院迄片道30分以内）に居を構えておりそこに寄宿する者

（2）　健康上の理由、障害その他やむを得ない事情がある場合

（3）　宗教上又は文化上の特別な理由がある場合

（4）　その他、校長が正当な事由として特別に認めた場合

3　特別の事情により入寮をしない者は、身元引受人連署の「学生寮以外に居住する理由書」を、事務局に提出し、校長の許可を受けなければならない。

4　校長は、教育上の必要性と学生の個別事情を考慮のうえ、合理的裁量に基づいて許否を決定する。

5　学生寮に関する規程は別途定める。

（欠席・遅刻・早退）

第10条　欠席・遅刻・早退については、別に定める。その内容は「みらいTO日本語学院　出欠に関する規程」としてまとめ、これを基準とする。

（授業時間および授業に対する取り組み）

第11条　授業時間および授業に対する心得については、別に次の通り定める。

2　授業時間内は携帯電話類の電源を切ること。但し、指導教員が授業活動を目的として特別に許可した場合のみ使用を許可することがある。

3　授業時間中、机の上には担当教員が必要と認めた物品以外は置かない。教員の指示に従わない場合は物品を一時預かるものとする。

4　授業中の着帽は禁止する。但し、宗教上その他特別の事由がある場合、担任を通じて校長の許可を得ること。

5　授業時間中の私的事由による中途退室は原則として認めない。やむを得ない事情がある場合は必ず担当教員の許可を得てからにすること。

6　着席場所は教員によって指定された場所とする。学生間における座席の変更は認めない。

7　たとえ試験対策の勉強であっても授業時間中に教員の指示を無視して内職（自習）行為を行うことは許されない。

8　授業に必須と考えられる教材を学生が過失によって持参しなかった場合、又は紛失した場合、その教材の複写・再配布等のサービスは有料とする。

（学生生活）

第12条　学生生活については、別に定める。その内容は「学生生活規程」としてまとめ、これを基準とする。

（図書利用）

第13条　図書利用ついては、別に定める。その内容は「図書管理規程」としてまとめ、これを基準とする。

（アルバイト）

第14条　アルバイト（資格外活動）ついては、別に定める。その内容は「資格外活動規程」としてまとめ、これを基準とする。

附則

本条の施行前に作成・配布された文書における「学費」「納付金」「納付金等」等の表記は、第１条の２の定義に従って読み替える。

この規程は令和7年10月1日から施行する。